

第 6 回 裁判所と司法権・違憲審査権 ( 1 )

今回からの3回では、裁判所について扱います。

今回は、裁判所の権能を概観するとともに、裁判所の組織と司法権の独立について検討します。裁判所は何をする機関なのか、裁判所にはどんな種類があるのか、裁判所が正常に機能するにはどのような状態が保たれていることが必要なのか——こういった問題について考えてみましょう。

1. 裁判所の組織・権能

- ・ 司法権（具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用）は、最高裁判所と下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所）によって行使される（76条1項）。
- ・ 通常の裁判所の系列から独立した特別裁判所は、設置できない（76条2項前段）。行政機関による裁判は、それが通常の裁判所に出訴できるのであれば、認められる（76条2項後段）。
- ・ 裁判所は、司法権のほか、法令や行政処分の憲法適合性を審査する権能をもつ（81条）。違憲審査権は、司法権の範囲内で行使できる。

2. 司法権の独立

- ・ 裁判が公正に行われ人権保障が確保されるためには、裁判官が外部から圧力や干渉を受けずに公正無私の立場で裁判をしなければならない。
- ・ 司法権の独立とは、司法権が立法権や行政権から独立すべきであることと、裁判にあたっては裁判官が各々独立して職権を行使すべきであることの2つを意味する。
- ・ 司法府の独立を担保するため、憲法は、最高裁判所に下級裁判所の裁判官の指名権（80条1項）などを付与し、行政機関による懲戒を禁止している（78条後段）。
- ・ すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法と法律にのみ拘束される（76条3項）。
- ・ 裁判官の職権行使の独立を実効性のあるものにするには、裁判官の身分が保障されていなければならない。そこで、憲法は、裁判官が罷免される場合を限定し（64条、78条前段、79条2項、3項）、裁判官に相当額の報酬を保障している（79条6項、80条2項）。

- ・ 裁判官は、(1)「回復の困難な心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合」(裁判官分限法1条1項)と、(2)「職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき」または「その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」(裁判官弾劾法2条)のみ、罷免される。そのほか、最高裁判所の裁判官には、国民審査制度がある(79条2項、3項)。
- ・ 裁判官の懲戒は、裁判所により裁判手続で行われるが、懲戒で罷免されることはない(裁判官分限法2条)。
- ・ 下級裁判所の裁判官は、\_\_\_\_\_が指名し、\_\_\_\_\_が任命する(80条1項)。このうち、高等裁判所の長官については、\_\_\_\_\_が認証する(7条5号、裁判所法40条2項)。最高裁判所は、長官\_\_\_人とその他の裁判官\_\_\_人で構成される(79条1項、裁判所法5条3項)。最高裁判所長官は、\_\_\_\_\_が指名し、\_\_\_\_\_が任命する(6条2項)。最高裁判所のその他の裁判官は、\_\_\_\_\_が任命し(79条1項)、\_\_\_\_\_が認証する(7条5号)。
- ・ 下級裁判所の裁判官の任期は10年であり、その後については、80条1項が「再任されることができる」と規定している。

今回の講義の復習として、教科書の12.1.1~12.1.8(273-291頁)を読んでおきましょう。

次回は、裁判所の権能のうち司法権について、特にその意義と限界について、検討します。裁判の対象とは何であって何でないのか、本来であれば裁判の対象となるはずなのに裁判所が裁判できないものはどのようなものなのか——こういった問題について考えてみましょう。

Q6 日本国憲法に規定する裁判官に関する記述として、妥当なのはどれか。

1. 最高裁判所の裁判官の任命は、任命後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に、最初の国民審査に付し、その後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際、更に審査に付し、その後も同様とする。
2. 公の弾劾により裁判官を罷免するのは、職務上の義務に著しく違反し、若しくは職務を甚だしく怠ったとき又は職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたときに限られる。
3. すべて裁判官は、独立してその職権を行うこととされているが、上級裁判所は、監督権により下級裁判所の裁判官の裁判権に影響を及ぼすことができる。
4. 最高裁判所の長たる裁判官は、国会の指名に基づいて、天皇が任命し、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。
5. 裁判官は、監督権を行う裁判所の長たる裁判官により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定されたときは、分限裁判によらず罷免される。

(東京都特別区職員採用試験2022年度1類試験)